

## 第 2 1 号議案

### 豊川市職員定数条例の一部改正について

豊川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

### 豊川市職員定数条例の一部を改正する条例

豊川市職員定数条例（昭和 2 4 年豊川市条例第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 2 条 職員の定数の総数は、<u>2,144</u>人とし、その内訳は、次に掲げるとおりとする。ただし、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）並びに病院事業に従事する企業職員並びに選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の一般部局の職員をもってこれを兼ね、又はこれに充てることができる。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>972</u>人 ア 一般部局の職員 <u>908</u>人 イ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 病院事業に従事する企業職員 <u>879</u>人 2 (略)</p>	<p>第 2 条 職員の定数の総数は、<u>2,120</u>人とし、その内訳は、次に掲げるとおりとする。ただし、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）並びに病院事業に従事する企業職員並びに選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の一般部局の職員をもってこれを兼ね、又はこれに充てることができる。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>955</u>人 ア 一般部局の職員 <u>891</u>人 イ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 病院事業に従事する企業職員 <u>872</u>人 2 (略)</p>

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

### 理 由

この案を提出するのは、職員定数の適正化を図るため必要があるからである。